

ICTサービス安心・安全研究会

改正個人情報保護法等を踏まえたプライバシー保護検討タスクフォース（第5回）

議事要旨

1 日時 平成28年4月21日（木）10:00～12:00

2 場所 総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者（敬称略）

○構成員

新美主査、宍戸主査代理、東構成員、板倉構成員、小林構成員、佐藤構成員、新保構成員、長田構成員、東条構成員（高崎構成員代理）、森構成員

（欠席：石井構成員、田中構成員、高橋構成員）

○オブザーバ

立石オブザーバ（（一社）日本インターネットプロバイダー協会）、丸橋オブザーバ（（一社）テレコムサービス協会）、矢橋オブザーバ（（一社）電気通信事業者協会）、小堤オブザーバ（（一財）日本データ通信協会）、久保川オブザーバ（（一社）情報通信ネットワーク産業協会）、山本オブザーバ（（一社）日本ケーブルテレビ連盟）、消費者庁消費者制度課（長窪課長補佐）

（欠席：個人情報保護委員会事務局、経済産業省商務情報政策局情報経済課）

○プレゼンター

株式会社 KDDI 研究所 田中 俊昭氏・清本 晋作氏、デロイトトーマツ リスクサービス株式会社 大場 敏行氏、株式会社 NTT ドコモ 奥村 浩之氏、KDDI 株式会社 永谷 将氏、ソフトバンク株式会社 東海 哲行氏、NTT ブロードバンドプラットフォーム株式会社 内田 大誠氏

○総務省

湯本消費者行政課長、吉田消費者行政課電気通信利用者情報政策室長、景山消費者行政課企画官、神谷消費者行政課課長補佐、渡邊消費者行政課専門職、吉田データ通信課長

4 議事

(1) 開会

(2) 議題

- ① タスクフォースの主な検討事項等について
- ② ゲストスピーカーからの報告
 - ・株式会社 KDDI 研究所（プライバシーポリシーマネージャーについて）
- ③ 「位置情報に関するプライバシーの適切な保護と社会的活用の両立に向けた調査研究」の結果について
- ④ 自由討議

(3) 閉会

5 議事要旨

- ① 事務局から資料1について説明
- ② 株式会社 KDDI 研究所 田中氏から資料2について説明

【佐藤構成員】

・KDDI 研究所からご発表頂いた PPM の取組は大変興味深い試みであり、こういったものが普及すると大変良いと思う。前回合合では、パーソナルエージェントのような形で同意を自動化するという点が提案されて、私も将来的には同意取得については自動化していくほうが良いと考えている。ただ、現状ではお話しいただいた PPM というのは非常にいい落としどころで、今の段階ではこれが限界かと感じた。

・お伺いしたい質問は以下三点。一点目として、将来的に同意取得を自動化する検討をなさっているか。二点目として、利用規約をマーク・アップ・ランゲージ等で記述されるかと思うが、事業者にとって記述にどのくらい手間がかかるものなのか、あるいは記述するのに支援をする仕組みを提供されているのか。二点目に関しては、非常に手間がかかると普及しないのではないかという懸念から質問させて頂いている。三点目として、インバウンド需要や観光客の誘致という点を考えるとこのシステムがどれだけ多言語に対応しているのか。例えばこのシステムを使うことで、日本語、英語、中国語といったものに基づいた規約が多分自動生成できるとすると、インバウンド需要、観光客の誘致、経済活性化という観点からも良いと思う。

→【KDDI 研究所（田中氏）】

・一点目の質問について、まずパーソナルエージェントで同意を取得することをエージェントが自動化していくという点は非常に難しい技術だと認識しており、まだまだその辺の判断エラーがあったときにどう対応していくのか、そのような正常処理、準正常処理、異常処理含めてどれくらいの技術レベルで何ができるのか、という点をしっかりと見極めなければならないと考える。また、そのような考え方に対して社会的な受容性はどれくらいあるのか、法制度とどのような関係があるのか、といった点をきっちり整理していく必要がある。

・二点目の質問について、煩雑性やそれを支援するような話はまだできていないが、例えば弊社には、スマートフォンのプライバシーポリシーを簡単に提供できるようなサービス提供者向けの自動生成ツールを作成しており、このような、一定の項目を入力すると最後の表示の仕方を自動生成できるようなものは、技術的にはおそらく可能なのではないかと考えており、今後、このような対応も検討していく必要があると考えている。

・三点目の質問について、基本的に多言語対応は実施していくべきことであり、翻訳の技術を生かしながら対応していくべきものとする。具体的にどういう課題があるのか、どういうブレークスルーが必要なのかという点についてはまだ検討中の段階である。

【小林構成員】

・私自身、大規模HEMS実証にアドバイザーという形で少し参画した経緯もあるので、PPMの有効性は強く認識しているところ。今回は、IoT特有のプライバシー課題とPPMの適用ということで、ユーザーが能動的に同意をするというモデルだと考えられが、IoTの場合は本人が意識しない間に同意がとられてしまうという場合も往々にしてあると思う。同意をとられているという認識がないままにアドレスが収集されてしまうといった状況について、そのような環境の下での後づけ的な同意の取得の方法や、そのような環境を事前にお伝えするような仕組みというのは、PPMの議論の中ではなされているのか。

→【KDDI 研究所（田中氏）】

・社会インフラ上に置かれているセンサー（例えば街中の監視カメラ）でどのように同意をとるかというのは非常に難しい問題と思う。PPMでどこまで解決できる

かについて、100%の回答を持っているわけではない。

【長田構成員】

・大規模HEMSの情報基盤から集約加工されたHEMSのデータについて、ユーザーが事後に削除を申し出た場合、何が削除されるのか（匿名加工情報が利用されている場合、自分の情報だけを削除するツールがあるのかどうか）教えていただきたい。

→【KDDI研究所（田中氏、清本氏）】

・統計的なデータは提供しているため、ユーザーの削除要求があったときには、もちろん全体のデータの中でその特定のユーザーを除いて計算し直すということができると思われる。

・今回の実証では、ユーザーから同意をいただいたデータを提供しているので、それに対して削除を行うことはできる。匿名加工情報は、今回は対象外にしており、技術的にはまだ研究段階である。匿名加工されたデータの中から特定のユーザーのデータだけを取り除くという技術分野もあるが、そこは今後の検討課題になる。

【新美主査】

・質問を以下二点。一点目に、ユーザーとPPMとの間の利用契約等、様々な契約について、どの程度細かい内容になっているのか。二点目に、PPMを通じてデータを取得するサービス提供者についてクオリファイングしているのかどうか。

→【KDDI研究所（田中氏）】

・一点目について、属性情報については、かなりの項目があり、それについては1つ1つ、最終的にはチェックボックスを設け、提供する、しないを判断して頂くようになっている。それをいかに分かり易くするかという工夫はしているところ。

・二点目について、サービス提供者側に対しても、それぞれの項目に対して提供する、しないというユーザーの意思に基づいた提供方法を、サービス提供者が必要とするデータとマッチングをとりながらクオリファイする仕組みになっている。

→【新美主査】

・サービス提供者についての一応の資格審査（適格審査）のようなことはしていないということか。

→【KDDI研究所（田中氏）】

- ・今回の実証では、コンソーシアムを作り、そこに参加するという形なので、一定の制約に基づいた契約は締結しているという状況。

【新保構成員】

・自分のデータを管理することができる仕組みというのは非常に今後、期待されているところで、有効な機能があれば、みんなが使ってみたいというところかと思う。個人情報の取扱いの見える化への取組は、今まで大きく3つの側面からなされてきたと考える。1つ目は、個人情報の取扱いの実態そのものの見える化、いわゆる透明性の確保の観点から、具体的にどのように個人情報が取り扱われているのかということが見える化できるのかという点。2つ目は、適正な利用と保護が行われているかどうかということを確認する手段としての表示の見える化。これは適正な表示をはじめとして、3つ目が、本人が何らかの形でかかわるといって適正な手続としての見える化。一方で、いまだにこれが一般に普及して使われているという仕組みがなかなか思い当たらない。個別の事業者が提供している個別の機能については、使われているものはあるものの、広く一般に使われているものというのはいまなかなかない。過去にも情報銀行であったり、電子私書箱であったり、代理機関であったり、この仕組みについて事業者側からは見える化という取り組みを行っている一方で、どうすれば普及するかが課題である。

③ 事務局より資料3について説明

④ デロイト・トーマツ・リスクサービス株式会社 大場氏より資料4について説明

【森構成員】

- ・今回の実証は、位置情報プライバシーレポートの宿題を果たすという趣旨。位置情報プライバシーレポートでは、通信の秘密に該当する位置情報について、十分な匿名化した上で利用を第三者提供することの同意について、一定の要件を満たしている場合であれば、契約約款等に基づく事前の同意であっても有効な同意と考えられる（個別かつ明確な同意がなくても、その包括同意でよい）とされていたところ、その「一定の要件」についてそれらについて、具体的に掘り下げることができたかと思う。
- ・そして、「十分な匿名化」という完全に抽象的であったものについて、ユースケースは限定されているものの、実際に実行してみたところ、このような「十分な匿名化」に基づ

く通信の秘密に関する情報の利活用について、具体的にはこのタスクフォースにおいて、これで十分なのか、他にどのようなユースケースが想定されるのか等をどこかに書いていただき、「十分な匿名化」による情報の利活用につなげていきたいというのがこの実証実験の意図である。

【佐藤構成員】

- ・ k 匿名性の k の値というのは、ユースケースごとにそもそも考えるのではなく、データの母集団に応じて決めることなのではないか。このユースケースであれば、交通であれば、 $k=10$ でいいというように読めてしまうように思われ、問題ではないか。例えば人口の少ない村において長期で不在になると目立つというケースのように、イベントに応じては非常に目立つケースが出てくるので、単純にこれで特定の個人を特定するリスクが十分軽減されていると考えられると結論づけることはできないのではないか。
- ・ また、8 個のリスク評価指標について、統計分野においては情報の取得時期とその公開に供する時期の間がどれだけあいているかという点が非常にメジャーな指標であるところ、この指標が入っているべき。当然、新しいものほど個人が特定されていき、プライバシー上のリスクが高まるとされていて、一般統計データにおいては、ある期間を置いてから公開するというように、かなり気を使っている。

【小林構成員】

- ・ 受容性調査の結果が低めに出ていると感じるが、位置情報プライバシーレポートで言及されていた調査では、受容性が高く出ていた。位置情報プライバシーレポートでは、公的目的をかなり前面にして追求するという検討をされていたように思う。防災などの社会貢献的なデータ活用というものであれば、もう少し受容性は高かったのではないか。
- ・ 防災について、 $k=1$ の場合は別途検討する必要があると記載されているのはまさにその通りだと考える。災害時要援護者は僻地など $k=1$ になりやすいところにいるのであり、 $k=1$ で、かつその方たちにどう手を差し伸べていくかという議論になるはずである。
- ・ 質問が以下三点。一点目に、生活圏の排除について、これは具体的に、居住者の自宅なのか、勤務地なのか、どういったところをデータとして除外されているのか。二点目に、今回、データの匿名化に当たって、もともとは位置情報の履歴だけで、後から属性情報等を加えられているということであったが、この k の値を算出するときには、属性と履歴をそれぞれ別々に考えて検討されているのか、それとも、属性と履歴情報というのは

紐付けてkの値を算出されているのかご教示頂きたい。三点目に、今回は、リスクについては多く語られているが、有用性の議論をするときに、kは10から、10以上において6割のサンプルが確保できたということで、有用性というものを判断されているようにも見受けられるが、実際にはどうやって有用性を閾値として設けたのか。

→【デロイト・トーマツ・リスクサービス（大場氏）】

- ・一点目について、住所や勤務地を生活圏としている。1日のうち一定時間、夜間や日中に同じ場所にとどまっていたところである。
- ・二点目について、いわゆる附帯情報を組み合わせたものである。位置情報だけではなく、位置情報と附帯情報を組み合わせて加工分析を行って、そのレベルでk-匿名化がどの程度行われているかというのを検討した。
- ・三点目について、有用性の検討については、これは共通で指標を設けたというよりは、それぞれユースケース、目的、状況が様々なので、それぞれのユースケースの中で、kが大きいほうから検討を行い、どこまでkを小さくしていくとデータが使えない状態から使えるようになるかということを定性的に検討した。

【長田構成員】

- ・Wi-Fi 位置情報を用いた観光客の滞留時間分析・導線分析では、通信の秘密に該当する情報は使っていないのか。通信をしていない状態でMacアドレスが取得されるのであれば、包括同意において、どの場所でどのような情報が取得されるといった説明が不足しているのではないか。

【板倉構成員】

- ・受容性調査について、これは、誰が取得する前提なのか。受容性は、相手が誰であるかによって相当決まってくるのではないかと思う。
- ・観光庁・ICTを活用した訪日外国人観光動態調査検討委員会の委員として議論を行った際、1を消すと大分困ってしまうので、1から一定数までは全部まとめて、他にも何人ここを動いたかという数字を横に表示することで1を生かすというやり方を行ったことがある。k=1なのかどうかという点を隠すことができ、その数字が横についた形で表に表示されるのであれば、ある程度大丈夫ではないか、という議論を行ったことがあるので申し添える。

【新美主査】

- ・情報の提供先や利用目的を限定するような、サブカテゴリーカルな包括同意も検討し得るのではないか。誰に、何のために情報を渡し、本人にどのようなメリット・デメリットがあるかを示すことが重要。

⑤自由討議

【宍戸主査代理】

- ・「十分な匿名化」と『十分な匿名化』をした情報をどう使うか、誰に渡すか」の関連について、整理する必要。加工水準と、提供目的・提供先が関連することもあり得るのではないか。位置情報と契約者情報を組み合わせること等を想定すれば、「一定の基準で加工すれば、何に使っても良く、誰に渡しても良い」とすべきではない。匿名加工情報は、「公表」を行う等の規律に従えば、何に使っても良く、誰に渡しても良いという緩やかな縛りだが、電気通信分野の位置情報については、「公表」以上の一定の縛りが必要ではないか。
- ・IoT を見据えるということから考えると、第5世代になったときには、基地局の単位が小さくなるのが前提だろうと思われ、また、キャリアの間で基地局共有も行うということになると、これらについての手当ても考えておかなければいけないと思う。

【立石オブザーバー】

- ・データをとっているところのガバナンスをどうするのかという話があまり語られていないということ全体的に感じた。P P Mを進めていくうえで、業界によっては、どうしても寡占、独占的になってくると思われる。そうすると、サービス提供者がどんどん集まってくることとなるが、それにより、P P Mを提供している者だけが、どういうサービス提供事業者がどれくらい来ているかを知ることができるようになると考えられる。これについてのガバナンスをどうするかという問題も今後考えるべきかと思う。

【森構成員】

- ・どこに情報を集約して本人がコントロールできるようにするのかということについて、消費者としてイメージするものとしては、i P h o n eのプライバシーの設定のような

ものがあり、それによって、どのアプリにどのような情報を出すかということユーザーがコントロールできるというのが一番簡単で易しい。外側で何か管理してもらうPPMのようなものに情報を出すのであれば、その理由の明確化や、なぜ手元でできないのかという点が問題になってくる。外に出してPPMのような形で管理していただくのがいいのか、それとも消費者が手元で持つのかという点は、ガバナンス以前の問題としてあると思う。

【新美主査】

- ・ 今後議論していただくときに注意していただきたいのは、受容度があるかどうかというのは事実の問題であるという点である。適切な同意があったか否かかというのは法的な評価を受けるものであるので、需要度だけでは判断できないということに十分に気をつけて議論をしていただきたい。法律論の一般の考え方として、要件を厳しくすれば、効果はそれだけ手厚いが、要件を緩めると、効果が薄くなるということがある。今回のように、例えば包括的に同意をとるとそれだけ効果は薄いものになるが、カテゴリーを限定的にしてあれこれとメリットデメリットを説明すると、それだけ手厚い効果を期待できる。そういう法的な考え方も踏まえた上で、次回以降、ご議論いただけたらと思う。

(以上)